

事業場排水の水質規制の手引き

はじめに

今日の市民生活に欠くことのできない公共下水道は、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上、さらに公共用海域の水質保全という、私たちの生活にはなくてはならない公共施設です。

しかし、全ての下水をそのまま受け入れ、きれいな水に処理することができるわけではありません。特に事業場等からの排水は水質を一定の基準に適合させなければ、下水道管などの下水道施設が損傷したり、水再生センターの処理機能そのものが損なわれ、河川や海などの環境を汚染し、市民生活に影響を及ぼす恐れがあります。そのため、小金井市では下水道法や小金井市下水道条例による水質規制を行っています。

この冊子は、水質規制のしくみ等を理解していただくために必要なルールをまとめましたので、よく読んでいただき、本市下水道事業のご理解とご協力を願いいたします。

No.	目次	ページ	No.	目次	ページ
表紙	はじめに	—	7	水質管理責任者制度について	7
1	工場・事業場の排水の特徴と規制項目及び 公共下水道に対する影響について	1	8	立入検査に応じる義務	7
2	下水道法の特定施設と特定事業場	2	9	水質の測定義務	7
3	下水道への排除基準	2	10	報告の義務	8
4	届出の義務	4	11	水質事故時の措置について	8
5	届出から工事完了までの手順	6	12	下水道法に基づく罰則について	9
6	下水排除基準に適合させるためには	6	別紙	下水道法の特定施設一覧表	—

小金井市環境部下水道課

1 工場・事業場の排水の特徴と規制項目及び公共下水道に対する影響について

公共下水道へ流す下水については、公共用水域の水質保全と下水道施設の維持管理等を目的として、水質規制を行っています。

工場・事業場の排水の特徴、それに関する規制の項目及び下水道に対する影響については、以下のとおりです。

排水の特徴	規制の項目	下水道に対する影響
酸・アルカリ類を含む排水	水素イオン濃度(pH)	下水管を腐食させます。 他の排水と混ざると有毒ガスが発生することがあります。
シアンを含む排水	シアン化合物	下水管内の作業を危険にします。 水再生センターにおける生物処理の機能を低下させます。
重金属などの有害物質等を含む排水	カドミウム、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、セレン、ほう素、ふつ素、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、総クロム、銅、亜鉛、鉄、マンガン	水再生センターにおける生物処理の機能を低下させます。 汚泥の処理・処分を困難にさせます。
油脂類をはじめ高濃度の有機物や浮遊物質を含む排水	生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質量(SS)、ノルマルヘキサン抽出物質、窒素、燐	下水管を詰まらせたり、下水処理にかかる負担を大きくします。
有機溶剤等を含む排水	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン	下水管内の作業を危険にします。 水再生センターにおける生物処理の機能を低下させます。
フェノール類を含む排水	フェノール類	水再生センターにおける生物処理の機能を低下させます。
腐敗した排水	沃素消費量	下水道施設を腐食させます。 硫化水素ガスにより下水管内の作業を危険にします。
水温の高い排水	温 度	下水管内の作業を妨げます。

(注) 水再生センターでは、微生物のはたらきを利用して下水を処理しています。

2 下水道法の特定施設と特定事業場

特定施設は、水質規制が必要な施設として法令で定められています。

特定施設を設置している工場・事業場を特定事業場といい、次の（1）及び（2）に該当する施設が、下水道法における特定施設です。（下水道法第11条の2）

詳しくは別紙の「下水道法における特定施設一覧表」を参照してください。なお、業種については日本標準産業分類を参考に判断してください。

（1）水質汚濁防止法に規定する特定施設

人の健康及び生活環境に対して被害をもたらすおそれのある物質を含んだ水を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令で定められています。

（2）ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で定められています。

3 下水道への排除基準

工場・事業場から悪質な下水が公共下水道へ流れた場合、「1 工場・事業場の排水の特徴と規制項目及び公共下水道に対する影響について」のとおり様々な障害が、下水管や水再生センターに生じます。

障害を未然に防ぐために定められたのが下水排除基準です。次のページの下水排除基準表の基準値を守らなければなりません。下水排除基準には、直罰基準と除害施設設置基準とがあります。

（1）直罰基準（下水道法第12条の2）

この基準は除害施設設置基準に優先して特定事業場に適用されます。

下水排除基準表の□の直罰基準に適合しない排水を流した工場・事業場は、下水道法による罰則（6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金。過失による場合は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金）を受けることがあります。（下水道法46条）

また、この基準に適合しない排水を流すおそれのある工場・事業場に対しては、特定施設の改善を命令したり、特定施設の使用や公共下水道への排水を一時停止するよう命令することがあります。（下水道法第37条の2、第38条第1項第1号）

（2）除害施設設置基準（下水道法第12条、第12条の11）

この基準は継続して公共下水道を使用する事業場等の全てを対象としたもので、下水の水質がこの基準を超える場合は、除害施設の設置などをしなければなりません。

下水排除基準表の□の除害施設設置基準に適合しない排水を流した工場・事業場には、排水の水質を改善するよう命令したり、公共下水道への排水を一時停止するよう命令することがあります。（下水道法第38条第1項第1号、小金井市下水道条例第11条の3）

下水道法の規定に基づく下水排除基準

①ダイオキシン類以外

令和6年4月1日現在

対象物質又は項目		対象者	水質汚濁防止法上の特定施設の設置者		水質汚濁防止法上の特定施設を設置していない者		
			記号	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満	50m ³ /日以上	50m ³ /日未満
政令の基準	有害項目	カドミウム及びその化合物	Cd	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
		シアノ化合物	CN	1以下	1以下	1以下	1以下
		有機燐化合物	O-P	1以下	1以下	1以下	1以下
		鉛及びその化合物	Pb	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		六価クロム化合物	Cr6	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		砒素及びその化合物	As	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	T-Hg	0.005以下	0.005以下	0.005以下	0.005以下
		アルキル水銀化合物	R-Hg	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
		ポリ塩化ビフェニル	PCB	0.003以下	0.003以下	0.003以下	0.003以下
		トリクロロエチレン	-	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		テトラクロロエチレン	-	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		ジクロロメタン	-	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		四塩化炭素	-	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		1,2-ジクロロエタン	-	0.04以下	0.04以下	0.04以下	0.04以下
		1,1-ジクロロエチレン	-	1以下	1以下	1以下	1以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.4以下	0.4以下	0.4以下	0.4以下
		1,1,1-トリクロロエタン	-	3以下	3以下	3以下	3以下
		1,1,2-トリクロロエタン	-	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		1,3-ジクロロプロパン	-	0.02以下	0.02以下	0.02以下	0.02以下
		チカラム	-	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
		シマジン	-	0.03以下	0.03以下	0.03以下	0.03以下
		チオベンカルブ	-	0.2以下	0.2以下	0.2以下	0.2以下
		ベンゼン	-	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
		セレン及びその化合物	Se	0.1以下	0.1以下	0.1以下	0.1以下
	ふっ素及びその化合物	B	10以下	10以下	10以下	10以下	
			230以下	230以下	230以下	230以下	
		F	8以下	8以下	8以下	8以下	
	1,4-ジオキサン		15以下	15以下	15以下	15以下	
		-	0.5以下	0.5以下	0.5以下	0.5以下	
条例で定める基準	環境項目等	クロム及びその化合物	Cr	2以下	2以下	2以下	2以下
		銅及びその化合物	Cu	3以下	3以下	3以下	3以下
		亜鉛及びその化合物	Zn	2以下	2以下	2以下	2以下
		フェノール類	-	5以下	5以下	5以下	-
		鉄及びその化合物（溶解性）	Fe	10以下	10以下	10以下	-
		マンガン及びその化合物（溶解性）	Mn	10以下	10以下	10以下	-
		生物化学的酸素要求量	BOD	600未満(300未満)	-	600未満(300未満)	-
		浮遊物質量	SS	600未満(300未満)	-	600未満(300未満)	-
		ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油	5以下	-	5以下	-
			n-Hex	30以下	-	30以下	-
備考	処理可能な項目	窒素含有量	T-N	120未満	-	120未満	-
		燐含有量	T-P	16未満	-	16未満	-
		水素イオン濃度	pH	5を超える9未満 (5.7を超える8.7未満)	5を超える9未満 (5.7を超える8.7未満)	5を超える9未満 (5.7を超える8.7未満)	5を超える9未満 (5.7を超える8.7未満)
		温度	-	45°C未満(40°C未満)	45°C未満(40°C未満)	45°C未満(40°C未満)	45°C未満(40°C未満)
		沃素消費量	-	220未満	220未満	220未満	220未満

備考

1、単位は温度:°C 水素イオン濃度(pH):なし 左記以外は:mg/L。

2、■（ピンク色）内は直罰対象の排水基準を示し下水の水質がこの基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがある。（下水道法第12条の2）

3、■（ピンク色）内のうち50m³/日未満の特定施設の設置者に係るクロムの基準は、工場を設置している者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用し、銅・亜鉛・フェノール類・鉄・マンガンの基準は、昭和47年4月2日以降に工場を設置した者又は平成13年4月1日以降に指定作業場を設置した者等に適用する基準。工場とは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）」第2条第7号に規定するもの、指定作業場とは同条第8号に規定するもの。

4、■（青色）内は除害施設の設置等に係る排除基準を示し、下水の水質がこの基準に適合しない場合、除害施設の設置などをしなければならない。

5、ほう素・ふっ素の基準のうち上段は「河川その他の公共用水域を放出先としている公共下水道」に排除する場合、下段は「海域を放流先としている公共下水道」に排除する場合の基準値。（事業場の所在地により異なる）

6、BOD、SS、pH、温度に係る（ ）内の数値は製造業及びガス供給業に適用する。

7、「政令の基準」は政令で定められた一律の排除基準を示す。

8、「条例で定める基準」は条例で定める排除基準の限度を示す。

②ダイオキシン類

平成12年1月15日施行

対象者	ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設の設置者
排除基準値	10pg-TEQ/L以下

備考 pgとはビコグラム、TEQとは毒性等価量の略。

4 届出の義務

特定施設及び除害施設の設置者は、次のような届け出が必要になります。各種届出様式は小金井市下水道課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.koganei.lg.jp/kurashi/478/shinseisyo/gyoumusetubi.html>

(1) 使用開始等の届出

下水道を使用するすべての事業場は、次に該当する場合あらかじめ届出が必要になります。

区分	届出の種類	届出の内容	届出の期限
日最大量が 50 m ³ 以上の場合 汚水の水質※が 1 項目でも基準に適合しない場合 既に届出した水量・水質を変更する場合	公共下水道使用開始(変更)届	排水場所・排水口数 排出汚水の水量及び水質 開始(変更)年月日 処理方法・施設名称	あらかじめ
上記に該当しない特定施設設置者が公共下水道を使用開始する場合	公共下水道使用開始届	排水場所・排水口数 開始年月日 特定施設の種類	

※既に汚水の処理施設や除害施設を設置している場合には、処理前の水質を指します。

(2) 特定施設の設置等の届出

特定施設の設置者は、公共下水道使用開始届とは別に、次のような届け出が必要になります。(温泉を利用しない旅館を除く。)

区分	届出の種類	届出内容	届出の期限
水質管理責任者を選任又は変更した場合	水質管理責任者選任等届出書	水質管理責任者の住所、所属、役職、資格情報	選任後すみやかに
特定施設を新しく設置する場合	特定施設設置届出書	(1) 氏名・名称・住所・代表者の氏名(法人) (2) 工場又は事業場の名称及び所在地 (3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用の方法 (6) 特定施設から排出される汚水の処理方法 (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統	設置工事の着工の 60 日前まで
既に設置されている施設が法令改正等で新たに特定施設として指定された場合 既に特定施設を設置している事業場で、新たに公共下水道へ排除する場合	特定施設使用届出書	(3) 特定施設の種類 (4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用の方法 (6) 特定施設から排出される汚水の処理方法 (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統	特定施設となつた日から 30 日以内 公共下水道を使用する日から 30 日以内
「届出内容」のうち(4)～(7)のいずれかを変更しようとするとき	特定施設の構造等変更届出書	(4) 特定施設の構造 (5) 特定施設の使用の方法 (6) 特定施設から排出される汚水の処理方法 (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質、用水及び排水の系統	設置変更工事着工の 60 日前まで
「届出内容」のうち(1)、(2)のいずれかを変更したとき	氏名変更等届出書	(1) 氏名 (2) 住所	変更した日から 30 日以内
届出に係る工事等が完了したとき	工事完了等届出書	完了した事項	完了した日から 5 日以内

特定施設の使用を廃止した場合	特定施設使用廃止届出書	廃止した特定施設	使用を廃止した日から 30 日以内
事業場を譲り受けるなど、届出者の地位を継承した場合	承継届出書	継承の原因	継承があった日から 30 日以内

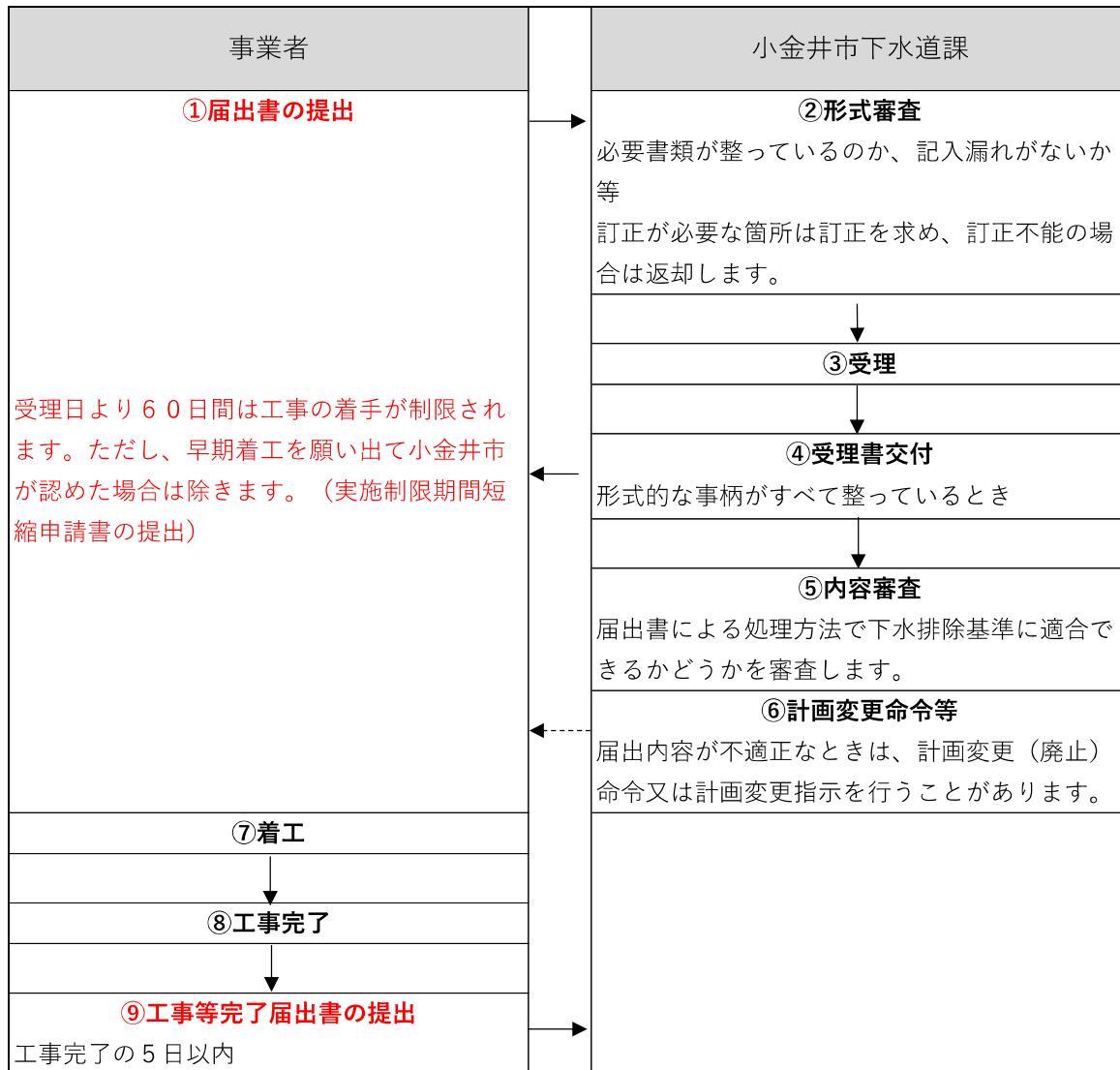
（3）除害施設の設置等の届出

特定事業場以外の事業場が、除害施設を設置あるいは構造等の変更をしようとする場合、次のような届け出が必要になります。

区分	届出の種類	届出の内容	届出の期限
水質管理責任者を選任又は変更した場合	水質管理責任者選任等届出書	水質管理責任者の住所、所属、役職、資格情報	選任後すみやかに
新たに除害施設を設置する場合 届出に記載の(4)の事項を変更する場合	除害施設の新設等及び使用の方法の変更届出書	(1)氏名・名称・住所・代表者の氏名(法人) (2)工場又は事業場の名称・所在地 (3)工場又は事業場の概要 (4)除害施設の構造又は使用方法	設置工事着工の 60 日前まで
除害施設の設置又は使用法の変更が完了した場合	特定施設・除害施設工事等完了届出書	完了した事項	完了した日から 5 日以内
届出に記載の(1)～(3)の事項を変更する場合	氏名変更等届出書	変更の内容等	変更があった日から 30 日以内
除害施設の使用を廃止する場合 除害施設の所有権又は使用の権利を承継した場合	除害施設使用廃止届出書 承継届出書	廃止した除害施設 承継の原因	使用を廃止した日から 30 日以内 承継があった日から 30 日以内

5 届出から工事完了までの手順

特定施設及び除害施設を設置し、又は変更しようとするときの届出の手続きの順序は次のようになっています。



6 下水排除基準に適合させるためには

事業場から排除する下水の水質を下水排除基準値に適合させるために、次のことを検討してください。

- (1) 製造方法、工程等を工夫する。
- (2) 薬品、原材料の使用方法を工夫する。また、これらの使用量を削減する。
- (3) 廃液を回収し、処理業者へ処理を委託する。

これらの方法によっても下水排除基準値に適合できない場合は、除害施設等を設置して排水処理を行う必要があります。

7 水質管理責任者制度について

小金井市では下水排除基準に適合しない下水を排除するおそれのある事業場に対して、排除基準に適合させるため必要な業務に従事する水質管理責任者の選任及び届出を義務付けています。（小金井市下水道条例第7条の11）

（1）水質管理責任者の業務

- ① 汚水の発生施設の使用の方法、汚水の発生量及び水質の適正な管理に関すること。
- ② 汚水の処理施設及び除害施設の維持管理、これらの施設の運転日報の作成並びに必要な措置に関すること。
- ③ 公共下水道に排除する下水の量及び水質の測定・記録に関すること。
- ④ 汚水の処理施設及び除害施設から発生する汚泥の把握に関すること。
- ⑤ 業務に係る施設の事故及び緊急時の措置に関すること。

（2）水質管理責任者となるための要件

- ① 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第7条第1項に規定する公害防止管理者の有資格者のうち、水質関係の公害防止管理の資格を有する者
- ② 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第106条に規定する公害防止管理者の資格を有する者
- ③ 東京都下水道協会が行う水質管理責任者資格講習会の課程を修了した者

8 立入検査に応じる義務

公共下水道管理者（小金井市下水道課）は、下水道の機能や施設を保全し、水再生センターからの放流水の水質を適正に保つために、事業場に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設及びその他の物件について、いつでも検査をすることができます。（下水道法第13条）

市から立入検査の要請があった際はご協力ください。

9 水質の測定義務

下水を排除している特定施設の設置者は、下水の水質を測定し、その結果を水質測定記録表に記録し、五年間保存してください。（下水道法第12条の12、下水道法施行規則第15条）

（1）測定項目及び測定回数

事業場に設置されている除害施設などの除去対象項目および作業工程において使用する原材料、薬品の種類、量、使用方法を考慮して公共下水道管理者が定めます。

（2）測定方法

水質の測定は、「下水の水質の検定方法等に関する省令」に規定する検定方法により行ってください。事業場内に検査部門がない場合は、環境計量証明事業者へ委託し測定してください。

また、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取してください。

10 報告の義務

公共下水道管理者（小金井市下水道課）は、下水道を適正に管理するために事業場から操業等の状況、除害施設又は排除する下水の水質に関し、必要な報告を求めることができます。（下水道法第39条の2）

水質測定記録表、除害施設の運転日誌等はいつでも公共下水道管理者（小金井市下水道課）の報告の求めに応じられるよう整備保管しておいてください。

11 水質事故時の措置について

すべての事業場（特定事業場以外の事業場も含む）は、有害物質や油等を含む下水が公共下水道に流出する（流入するおそれがある場合も含む※）事故が発生した場合には、下水道への流出を防止する応急措置を講じて、その状況を速やかに小金井市下水道課に通報しその指示に従ってください。

※流入するおそれがある場合とは

- ・現に下水道管に流入していないが、処理施設等からの漏洩が続いている、下水道管に流入する可能性がある場合
- ・下水道管に流入している物質が下水排除基準を超過しているか明確な判断ができない場合

（1）通報の内容

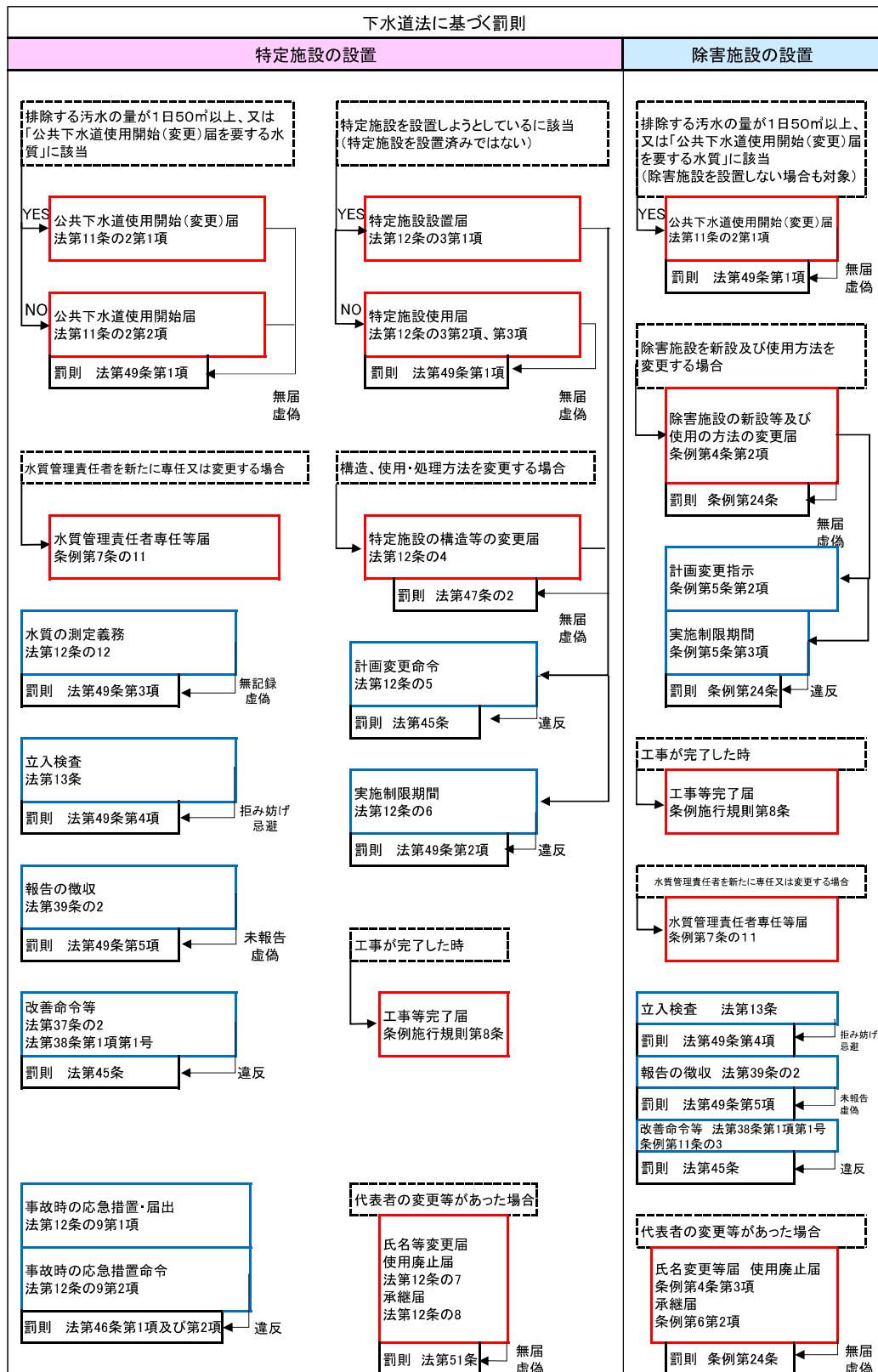
- ① 通報者の氏名及びその連絡先（特定事業場等の場合は、事業場名や所属など）
- ② 事故発生（発見）の日時
- ③ 事故発生場所
- ④ 有害物質などの種類や推定流出量（又は施設からの流出量）
- ⑤ 事故及び応急措置の内容
- ⑥ 現在の公共下水道への流出状況
- ⑦ 警察や消防等の関係機関への通報有無

（2）特定事業場は、水質事故時の措置が下水道法により義務付けられています。

- ① 有害物質又は油を含む下水が公共下水道に流出する事故が発生したときは、特定事業場は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を小金井市下水道課に届けなければなりません。（下水道法第12条の9第1項）
適切な応急の措置が講じられていない場合は、応急の措置を講ずべきことを命ずることがあります（下水道法第12条の9第2項）
- ② 応急の措置を講ずべき命令に違反した場合は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（過失による場合は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金）が適用されます。（下水道法第46条第1項及び第2項）

12 下水道法に基づく罰則について

下水道法に基づく届出等を怠った場合は、次の表のように罰則が定められています。十分注意して届出等を行ってください。



下水道法の特定施設一覧表

別紙

特定施設とは、排水の水質の規制が必要な施設としての法令によって特別に指定された施設です。
次の2種類が下水道法における特定施設です。(下水道法第11条の2第2項)

1、水質汚濁防止法に規定する特定施設

人の健康を害するおそれのあるもの、又は生活環境に対して害をもたらすおそれのあるものを含んだ水を流す施設で、
水質汚濁防止法施行令で具体的に定められています。

2、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設で、ダイオキシン類対策特別措置法施行令で具体的に定められています。

1、水質汚濁防止法に規定する特定施設

番号	名称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 挖削用の泥水分離施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 清だめ及びこれに類する施設

15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	麵類製造業の用に供する施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する施設
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は織維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 葉液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化廃施設
21	化学織維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式糸糸施設 ロ リンター又は未精練織維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ ゼロハン製膜施設 ヌ 湿式織維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	削除
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設

29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 又 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業(石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルバラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設(1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。)
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰つけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドランジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設

47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 二 混合施設(水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。) ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 二 振発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 二 ケロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業の用に供するバツチヤーブラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	窯業原料(うわ葉原料を含む。)の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 二 脱水施設
59	碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 二 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カリミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64の2	水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前各号に該当するものを除く。)
66の3	旅館業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定するもの(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(→注1) イ ちゅう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
66の4	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160)第6条に規定する施設をいう。以下同じ。)に設置されるちゅう房施設(業務の用に供する部分の総床面積(以下単に「総床面積」という。)が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設(総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の6	飲食店(次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゅう房施設(総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次号に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
67	洗濯業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68の2	病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。)で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69の2	卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)(主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。)に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定するものをいう。)
70の2	自動車特定整備事業(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第77条に規定するものをいう。以下同じ。)の用に供する洗車施設(屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。)
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術(人文科学のみに係るもの除外。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(→注2) イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定するものをいう。)である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。)のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設(前各号に該当するものを除く。)
72	し尿処理施設(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿処理槽を除く。)
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前2号に掲げるものを除く。)

(注1)下水道法上の取扱い

届出及び下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。

(注2)環境省令で定めるもの

1. 国又は地方公共団体の試験研究機関(人文科学のみに係るもの除外。)
2. 大学及びその附属試験研究機関(人文科学のみに係るもの除外。)
3. 学術研究(人文科学のみに係るもの除外。)又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所(前2号に該当するものを除く。)
4. 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
5. 保健所
6. 検疫所
7. 動物検疫所
8. 植物防疫所
9. 家畜保健衛生所
10. 検査業に属する事業場
11. 商品検査業に属する事業場
12. 臨床検査業に属する事業場
13. 犯罪鑑識施設

2. ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

番号	名称
1	硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ織維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する 焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カブロラクタムの製造(塩化二トロシルを使用するものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設

11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジインドロ[3・2-b:3'2'-m]トリフェノジオキサン(別名ジオキシンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサンバイオレット」という。)の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサンバイオレット洗浄施設 二 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設 2. ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設
13	亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集塵じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令(平成6年政令第308号)別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。)の破壊(プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。)の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設(第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。)
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水(第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設(前号に掲げるものを除く。)